

人材紹介に関する契約書

〇〇株式会社（以下、「甲」という）と、ウェルビー株式会社（以下、「乙」という）とは、甲が行う人材の採用に関し、下記の通り、甲が乙に人材の紹介を依頼する契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条 （業務内容）

1. 乙は、甲が行う人材の採用を支援するため、甲より明示された求人条件に該当すると思われる人材（以下、「候補者」という）を、甲に対し紹介（以下、「本業務」という）する。
2. 甲は、乙より紹介された候補者から任意の者を選び、甲の判断に基づき選考の上その採用の可否を決定する。

第2条 （報酬の発生）

1. 甲が、乙より紹介された候補者の採用を決定した場合、候補者が甲への入社意思を表明した段階で、本業務に対する報酬（以下、「報酬」という）が発生する。但し、候補者がウェルビー利用者の場合、報酬は発生しないものとする。
2. 候補者が、甲への入社意思を表明したにもかかわらず、甲において就業しなかった場合、報酬は当初より発生しなかったものとする。また、この場合、乙は、候補者が就業しなかったことに伴う一切の責任（損害賠償義務を含むがこれに限らない）を負わない。

第3条 （報酬の算出）

1. 前条に定める報酬は、乙が紹介した人材（以下、「採用決定者」という）の理論上の年間総収入（以下、「年収」という）の 30%に相当する金額（消費税別）に消費税相当額を加えた額とする。但し、報酬は 36 万円（消費税込み）を下限とする。
2. 前項に定める理論上の年収とは、月次給与の 12 ヶ月分及び理論上の通年賞与の他、採用決定者と同等の甲の被雇用者に対し通常支払われる、交通費以外の一切の諸手当（所定外労働手当を含む）、報奨金及び一時金を含む。

第4条 （報酬の支払）

甲は、乙の請求に基づき、前条の定めるところにより算出された報酬を、採用決定者の就業開始日（以下、「入社日」という）より定めた期日（当月末締め翌月支払）までに、乙指定の銀行口座への振込送金の方法により、乙に対し支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条 （報酬の返還）

採用決定者が、就業開始後、自己都合により退職し、または採用決定者の責に帰すべき事由により解雇された場合（以下、「退社等」という）、乙は、甲の請求により、報酬の一部を、下記各号のとおり返還する。但し、その名目上もしくは形式上の理由にかかわらず、退社等が、実際には甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合、その他甲の帰責性に基づくとき、または甲の都合によるときはこの限りではない。なお、入社日から 3 ヶ月を経過した後の退社等の場合には、その理由の如何を問わず、乙は報酬の返還義務を負わないものとする。

(1) 入社日から 1 ヶ月以内の退社等の場合、報酬の 80%に相当する金額

(2) 入社日から 1 ヶ月以内を超え 3 ヶ月以内の退社等の場合、報酬の 50%に相当する金額

第6条 （みなし規定等）

1. 乙が甲に対して紹介した人材を、甲が乙の事前の承諾、または介添えなしに独自に採用を決定して入社せしめた場合は、これを本業務の成果とみなし、甲は、乙に対し、第3条に定める報酬を支払うものとする。
2. 前項の規定は、甲が採用を見送った後（選考の有無は問わない）、または候補者が入社意思を表明しなかった、もしくは入社意思を表明したものの入社しなかった後に、候補者が甲に入社するに至った場合にも適用されるものとする。この場合、候補者が甲に入社するに至った経緯（求人媒体の如何を含む）は問わない。但し、採用見送り、または候補者による入社辞退から1年が経過した後に甲が候補者を入社させた場合についてはこの限りではない。

第7条 （守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約に関して知りえた相手方の機密に属する情報（開示者が秘密であることを明示した情報（口頭での提供である場合には提供後10営業日以内に秘密であることを電子メール又は書面にて示した情報）をいい、以下、「秘密情報」という）を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 提供された時点で公知、公用であった情報
 - (2) 提供後に、被開示当事者の責めに帰さない事由に基づき公知となった情報
 - (3) 提供された時点で既に適法に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示を受けた情報
 - (5) 秘密情報に基づくことなく被開示当事者が開発した情報
2. 候補者の同意を得て乙より提供された候補者個人に関する情報（個人情報の保護に関する法律に定める情報に限らず、候補者に関する一切の情報をいい、以下単に、「個人情報」という）は前項の秘密情報の定義及び前項各号の除外事項の該当性の有無にかかわらず、当然に秘密情報に含まれるものとし、甲は、その管理主体として個人情報を厳重かつ適正に管理するものとし、乙および候補者の同意得ずに第三者に開示・提供・漏洩してはならない。なお、甲と候補者との間に個人情報の取扱いに関するトラブルが発生した場合には、甲が自らの費用と責任をもってこれを解決するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。
3. 甲は、秘密情報を取扱う業務を第三者に委託する場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、個人情報についての厳重かつ適切な取扱を定めた契約を締結し、委託先の秘密情報の取扱についても責任を負うものとする。
4. 甲及び乙は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、裁判所等の公的機関からの開示命令、その他法令に基づき開示が義務づけられる場合には、当該公的機関に対して、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとする。

第8条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で定義する暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配している、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有す

ること

- (2) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力に対する資金提供、便宜供与、その他反社会的勢力に協力していると認められる関係を有すること
- (4) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難される関係を有すること

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 相手方に対して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前2項に違反した場合には、相手方に対する何らの催告を要することなく、直ちに、本契約を解除することができるものとする。この場合、解除された当事者に損害が発生した場合でも、解除した当事者は当該損害について賠償責任を負わないものとする。

第9条 （本契約の有効期間）

- 1. 本契約の有効期間は本契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲乙双方より何ら異議申立のない場合、本契約は同一内容でさらに1年間有効とし、以降についても同様とする。
- 2. 本契約が終了した場合（終了原因を問わない）といえども、第5条、第6条、第7条、本条2項及び第11条は、本契約終了後もなお有効とする。

第10条 （法令遵守）

甲及び乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法規、労働基準法等の労働関係に関する法規、個人情報保護法等の個人情報保護に関する法規、その他本契約ないし本業務に適用される一切の日本国法規を遵守する。

第11条 （裁判管轄）

本契約に関する甲乙間の一切の争訟については、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として本契約書正本二通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各自一通を保有する。

20●●年 ●月 ●日

甲： （ 住 所 ）

（ 法 人 名 ）

㊟

（ 代 表 者 名 ）

乙： （ 住 所 ） 東 京 都 千 代 田 区 飯 田 橋 ２－９－４
サ ン パ ー ク マ ン シ ョ ン 千 代 田 ７ ０ ３

（ 法 人 名 ） ウ ェ ル ビ ー 株 式 会 社

㊟

（ 代 表 者 名 ） 代 表 取 締 役 社 長 大 田 誠

（厚生労働大臣許可） 許 可 番 号 ： １ ３－ユ－ ３ １ ５ ０ １ ６